

〔令和 3 年 12 月 13 日から 12 月 26 日まで
実施しているパブリックコメントの資料〕

民事訴訟法の改正に伴う著作権制度に関する論点整理（案）

令和 3 年 12 月 8 日
文化審議会著作権分科会法制度小委員会

1. 現状と課題

（1）裁判手続における権利制限規定の概要

著作権法第 42 条第 1 項は、裁判手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、著作権者の許諾なく著作物を複製することを認めているところ、これは、公正な裁判の実現という観点から、裁判手続に必要な著作物を収集し、そのコピーを作成することができるようにしておく必要があるからであると解される。

この裁判手続のために必要な場合とは、「判決文中に著作権のある著作物を引用の程度を超えて借用したりする必要がある場合、訴訟資料すなわち証拠書類や弁論・準備書面の論拠資料として提出する必要がある場合等」であり、この場合には、裁判所だけではなく、訴訟の当事者である原告及び被告・弁護士・鑑定人等も著作物を複製することが可能であるとされている¹。

同項ただし書では、著作権者の利益を不当に害してはならないこととされている。

（2）課題

著作権法第 42 条第 1 項は、著作物の複製についての権利制限規定である²。

今般の民事訴訟法の改正により、民事裁判手続の記録が原則として紙媒体から電子媒体とされ、手続がオンライン化されるため、複製以外の利用行為については、著作権者等の許諾を得る必要が生じるところ、裁判手続に支障を来し、憲法第 32 条が定める裁判を受ける権利が十分に保障できなくなるおそれがある。

2. 著作権制度における対応の要否及び方向性

著作権法第 42 条について、今般の民事裁判手続のオンライン化に対応するため、公衆送信等についても権利制限の対象とすることが必要である。

改正の必要性に関しては、次のような意見があった。

¹ 加戸守行『著作権法逐条講義』〔六訂新版〕（著作権情報センター、2013）322 頁。

² 著作権法第 47 条の 6 第 1 項第 2 号による翻訳及び同法第 47 条の 7 による複製物の譲渡も認められている。

- ・民事裁判自体が電子化・オンライン化されるのであれば、適正な裁判、裁判を受ける権利の観点から、あらゆる裁判手続における公衆送信や公の伝達に係る措置が必要。
- ・著作権が原因で裁判手続に支障が生じることは望ましくない。
- ・市場的に価値のある著作物が問題になるケースはボリューム的に多くないため、権利者に与える影響は小さいと考えられる。
- ・少なくとも現行法上も、「裁判手続のために必要と認められる場合」「その必要と認められる限度において…」「ただし、…著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」といった安全弁がある。

また、現行の紙媒体での運用から電子化・オンライン化への運用となること等を踏まえ、対応の方向性に関し、次のような意見があった。

- ・訴訟記録の閲覧等の手続のオンライン化により生じる著作物の利用行為に関しては、現行規定の「裁判手続のために」という要件に当たらない可能性もあるため、明確に可能としていくべき。
- ・訴訟手続におけるプレゼンテーションのための上映や、翻案など、裁判手続において必要と考えられる利用行為についても権利制限の対象とするよう、将来的には検討すべきではないか。
- ・裁判所内での厳格な運用が想定されていることからすれば、著作権法第42条第1項に規定されているただし書などの要件以上に何らかの安全弁は不要ではないか。

(参考) 著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号)

(裁判手続等における複製)

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。
 - 一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願 (特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律 (昭和五十三年法律第三十号) 第二条に規定する国際出願をいう。) に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続
 - 二 行政庁の行う品種 (種苗法 (平成十年法律第八十三号) 第二条第二項に規定する品種をいう。) に関する審査又は登録品種 (同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。) に関する調査に関する手続
 - 三 行政庁の行う特定農林水産物等 (特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 (平成二十六年法律第八十四号) 第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この号において同じ。) についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する手続
 - 四 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事 (医療機器 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号) 第二条第四項に規定する医療機器をいう。) 及び再生医療等製品 (同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。) に関する事項を含む。以下この号において同じ。) に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続
 - 五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続

民事裁判手続のIT化

法制審議会（現在）

- 2020.2
法務大臣が法制審議会に諮問
↓
民事訴訟法(IT化関係)部会の調査審議
(計9回)
↓
2021.2 **中間試案の取りまとめ**
～2021.5 **パブリックコメント**
↓
民事訴訟法(IT化関係)部会の調査審議
(令和3年11月26日まで 計11回)

スケジュール(目標)

法務省では、
2022年の通常国会への
改正法案の提出を目指して作業中

(2020.7 閣議決定「成長戦略フォローアップ」より)

- 2022年度 ・ ウェブ会議等を用いた双方
不出頭の争点整理の実現
- 2023年度 ・ ウェブ会議等を用いた口頭
弁論の実現
- 2025年度 ・ 訴状を含めたオンライン申
立て、記録の電子化の実現

中間試案の概要

訴えの提起から判決までを全面的にIT化する



1 訴状等のオンライン提出 "e提出"

- (1) 訴状等のデータをインターネットでサーバに記録
- (2) データがサーバに記録されたことをメールで相手方に通知
⇒裁判所のサーバにアクセスして閲覧(システム送達)

2 ITを活用した口頭弁論期日 "e法廷"

- (1) 当事者双方が口頭弁論等の期日へのウェブ参加可
- (2) ウェブ尋問の要件を緩和し、利用場面を拡大
- (3) ITツールを利用した新たな審理モデル

3 訴訟記録の電子化 "e事件管理"

- (1) 記録を電子化し、当事者はインターネットでいつでも裁判所のサーバにアクセスして閲覧・ダウンロード可
- (2) 判決データに改変を防ぐ措置を施すなどして記録化

訴訟記録の閲覧等（概要）

資料の提出・記録化

現行法

- 当事者は、主張書面や証拠の写しを、紙媒体で裁判所に提出するとともに、原則として、直接、相手方に送付する。
- 裁判所は、紙媒体のまま保管。



検討中の案

- 当事者は、裁判所のオンラインシステムにより資料の電子データを提出することが可能。相手方は、オンラインシステム上で閲覧・謄写。
- 裁判所は、電子データで保管（紙媒体で提出された場合も電子データ化）。

訴訟記録の閲覧等

現行法

- 誰でも所定の手数料（1件150円）を支払えば訴訟記録を閲覧することができる。（当事者は事件係属中は手数料不要。当事者及び利害関係を疎明した第三者は謄写も可）。
- 閲覧は、訴訟記録が保管されている裁判所に出向いて事件を特定し、裁判所書記官に対して請求をし、紙媒体の訴訟記録の提示を受けて実施。



検討中の案

- 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、オンラインシステム上で閲覧・謄写する。
- 利害関係のない第三者は、裁判所に出向いて、事件を特定し、所定の手数料を支払い、裁判所書記官に対して氏名等を明らかにして請求をし、裁判所内の設置端末で閲覧（謄写不可）。
 - ・ その際、裁判所に保管されている証拠書類等のタイトルや著作物名等のデータを網羅的に検索することはできない。
 - ・ 裁判所端末を利用した閲覧は、写真撮影等がされないよう、監視等の措置を講じる予定（※現状でも同様の措置あり）。

(参考) 東京地裁における抽出調査の結果等

- **令和2年の民事第一審（地裁）訴訟事件の新受件数**：13万3427件
うち著作権関係事件：177件

● 抽出調査の結果

- ※ 東京地裁の保管する近時の確定記録に基づくもの（令和3年10月調べ）
- ※ 漫画や書籍等明らかに他者の著作物であるものを念頭に置いており、契約書や現場写真等を除いている。

➤ 著作権関係事件

- 調査件数：44件
- 著作物の内訳
 - ✓ 主に漫画等の書籍や法律関係文献等の抜粋
 - ✓ その他、個人のブログや写真等
 - ✓ 映画や音楽が提出された事件なし
 - ✓ 多くは10頁以下
- 第三者による閲覧請求
 - ✓ 請求のあった事件数：14件
(うち13件は漫画や写真等の書証)
 - ✓ 請求件数：延べ22件
- 第三者による謄写請求（利害関係要）
 - ✓ 請求のあった事件数：0件

◇ 発信者情報開示請求事件

- ✓ 著作権関係事件全体の3分の1程度
- ✓ ほとんどが10頁以下
- ✓ 第三者による閲覧請求があった事件数は1件

➤ 医療事件

- 調査件数：30件
- 著作物の内訳
 - ✓ 医療関係文献の抜粋等
 - ✓ 23件で著作物が書証提出
- 第三者による閲覧請求
 - ✓ 請求のあった事件数：2件
(いずれも書証に著作物含む)
- 第三者による謄写請求（利害関係要）
 - ✓ 請求のあった事件数：2件

➤ 通常事件

- 調査件数：227件
- 第三者による閲覧請求
 - ✓ 請求のあった事件数：7件
(うち4件で書証に著作物含む)
- 第三者による謄写請求（利害関係要）
 - ✓ 請求のあった事件数：1件

◆ 閲覧等の請求者の属性：弁護士，記者等